

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第16号

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（事業）

第 2 条 名古屋市教育センター（以下「センター」という。）は、前条第 1 項の目的を達成するため、教職員の研修その他教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業を行う。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

